

事業主のみなさまへ

～高齢者雇用助成金・障害者雇用助成金のご案内～

高齢者雇用助成金のご案内（65歳超雇用推進助成金）

65歳超継続雇用促進コース

就業規則等により65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかの措置を規定し、当該就業規則の改定等について専門家等に委託し経費を支出したことなど一定の要件に当てはまる事業主に、対象被保険者数、定年等を引上げる年数等に応じて、以下の額を支給します。

実施した制度 引き上げた年数 対象被保険者	65歳への 定年引上げ	66～69歳への定年引上げ		70歳以上の 定年引上げ 定年の廃止	66～69歳の継続雇用への引上げ		70歳以上の 継続雇用 への引上げ
		5歳未満	5歳以上		4歳未満	4歳	
10人未満	25万円	30万円	85万円	120万円	15万円	40万円	80万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	160万円	20万円	60万円	100万円

措置内容	66～69歳の 継続雇用への引上げ		70歳以上の 継続雇用 への引上げ
	4歳未満	4歳	
支給額（上限）	5万円	10万円	15万円

※ 令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みににより本コースを受給した事業主が、改正高齢法の施行に伴い、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。

※ 複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

高齢者評価制度等雇用管理改善コース

認定された雇用管理整備計画に基づき高齢者雇用管理整備措置を実施した場合の、当該措置の実施に必要な専門家への委託費等及び当該措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費を支給対象経費（注）とし、支給対象経費に60%（中小企業事業主以外は45%）を乗じた額を支給します。

なお、生産性要件を満たす事業主の場合は、支給対象経費の75%（中小企業事業主以外は60%）を乗じた額となります

（注）その経費が50万円を超える場合は50万円。なお、企業単位で1回に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします。

高齢者無期雇用転換コース

認定された無期雇用転換計画に基づき50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象労働者1人につき48万円（中小企業事業主以外は38万円）を支給します。

なお、生産性要件を満たす場合は対象労働者1人につき60万円（中小企業事業主以外は48万円）となります。

また、対象労働者は1支給年度（4月～翌年3月まで）1適用事業所あたり10人までとなります。

障害者雇用助成金のご案内

障害者作業施設設置等助成金 福祉施設設置等助成金 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者の雇入れまたは雇用継続を図るため事業主が、
①障害者個々の障害特性から生じる就労上の課題を克服するために配慮された作業施設や附帯施設、作業設備の設置または整備を行う場合、
②雇用されている障害者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された福祉施設の設置または整備を行う場合、
③障害者を多数継続雇用して施設等の整備を行う場合、
その費用の一部を助成します。

職場適用援助者助成金（令和3年度より取扱開始）

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施する場合に、その費用の一部を助成します。

種類

- ▶訪問型職場適応援助者による支援
- ▶企業在籍型職場適応援助者による支援

障害者介助等助成金

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な措置の場合に、その費用の一部を助成します。

※は令和3年度より取扱開始の助成金

※職場復帰支援 ※職場支援員の配置・委嘱

- ▶職場介助者の配置または委嘱
- ▶手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱
- ▶障害者相談窓口担当者の配置

種類

重度障害者等通勤対策助成金

障害者の障害特性による通勤の課題を軽減又は解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

種類

- ▶住宅の賃借 ▶指導員の配置
- ▶住宅手当の支払 ▶駐車場の賃借
- ▶通勤用自動車の購入
- ▶通勤用バスの購入 ▶通勤援助者の委嘱
- ▶通勤用バス運転従事者の委嘱

※各助成金の受給のためには、助成金ごとに定める要件を満たす必要があります。詳細は下記へお問合せ下さい。